

# 農業者年金制度の ポイント

農業者年金は、将来の年金給付に必要な原資を自ら積み立てていく「積立方式」で、長期的に安定した制度です。

加入要件は、**国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者でないこと）**で、**年間60日以上農業に従事する者は、誰でも加入することができます。**

保険料には、「通常保険料」と「特例保険料」があり、「通常保険料」は、月額20,000円から67,000円までの間で、千円単位で加入者が自由に選択し、いつでも変更できます。

「特定保険料」は、政策支援（下記表1参照・国

庫補助）を受ける場合の保険料です。

また、**支払った保険料の「全額が社会保険料控除対象」となり、税制面でも有利**となっています。

●次世代を担う若い**農業後継者等**に手厚い政策支援を行っています。

※政策支援を受けるには、年金納付期間が20年以上見込まれること及び農業所得が900万円以下である必要があります。政策支援による保険料の月額は国庫補助額を含めて20,000円となります。

【表1】

区分	補助対象者	国庫補助額（ ）は自己負担分	
		35歳未満	35歳以上
①	認定農業者で青色申告者	10,000円 (10,000円)	6,000円 (14,000円)
②	認定就農者で青色申告者		
③	①又は②の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者又は後継者（経営主が農業者年金に加入していなくてもかまいません）		
④	認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者で3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (14,000円)	4,000円 (16,000円)
⑤	35歳未満の後継者で35歳まで(25歳未満の者は10年以内)に①の者になることを約束した者		—

## ●新規加入者の声

西さんは、甘藷9ha、ゴボウ2ha、キャベツ60a、水稲60a、ハウスゴーヤ10aを作付けし、経営されています。夫の聡一郎さんはすでに農業者年金に加入されていましたが、今回妻の悦子さんも加入することにしました。加入の理由として、「税制上の優遇措置が受けられること、また農業者として将来国民年金だけの生活にも不安があることから、これから少しずつ積み立てていきながら、ゆとりある生活を送りたい。」と話されていました。



西悦子さん（財部町）

## ●受給者の声

外山陸夫さんは、約30年間酪農に携わっておられました。後継者がいなかったこともあり、平成21年2月第三者への経営移譲により農業者年金を受給されて4年になります。「若いときから年金を掛けてきて良かった。今こうして年金がもらえるのは、若いときの頑張りがあったからこそ。これからは健康に気をつけて長生きしたい」と話しておられました。



外山陸夫さん（財部町）